



後期高齢者医療制度加入のみなさんへ

(75歳以上または65歳から74歳までで一定の障がいがある人)

8月1日から被保険者証がびわ色(薄桃色)に変わります

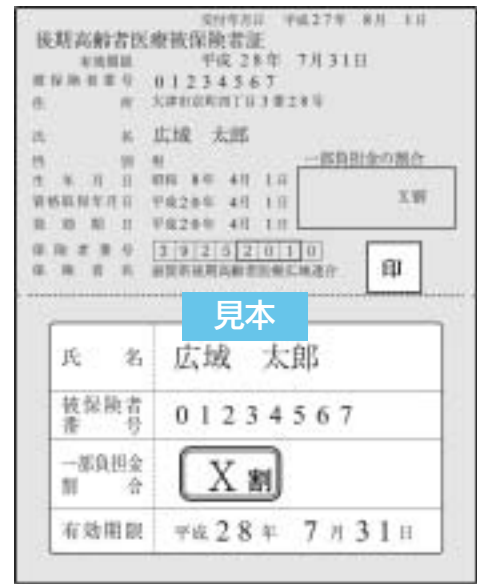
新しい被保険者証は、7月中に簡易書留でお届けします。
有効期限は平成28年7月31日までです。届いた日から使えます。
現在お持ちの被保険者証(薄緑色)は、8月1日以降は使えません。

- 限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの人へ**
認定証も8月1日から新しくなります。
8月以降も該当する人は、新しい被保険者証に同封して郵送します。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」とは

入院時に、医療機関に提示すると、食事代が減額されたり、入院費にかかる窓口での支払いの上限が限度額までとなります。

平成27年度の住民税が世帯全員非課税の人が該当します。
これに該当する人で、認定証をお持ちでない人は被保険者証と印鑑を持って、近江庁舎保険課、市民窓口課または各庁舎自治振興課で申請してください。



後期高齢者医療**保険料**の 通知書をお送りします

平成27年度の1年間の保険料の額や、お支払い方法についての通知書を7月中旬に郵送します。

※保険料は平成26年中の所得に基づき計算します。

●保険料の支払い方法をご確認ください

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額を**年金から**直接お支払いいただきます。

「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、**納付書**か**口座振替**でお支払いいただきます。



公的機関の職員を装う 不審者・不審電話に ご注意ください

市や広域連合などの職員を装い、後期高齢者医療制度の被保険者宅に電話をかけたり訪問したりして、金銭や被保険者証をだまし取る詐欺が多発中です。



市や広域連合などの公的機関が、**金融機関のキャッシュカードを渡すよう求めたり、ATMを操作するよう指示することは**
絶対にありません!

おかしいと思ったら、ひとりで判断せず、警察や下記へご連絡ください。

お問い合わせ 市民部 保険課 (近江庁舎)
滋賀県後期高齢者医療広域連合

☎ 52-6922 ☎ 52-8730
☎ 077-522-3013 URL <http://www.shigakouiki.jp/>

福祉医療（乳幼児、小中学生以外）の 更新の手続きをお忘れなく！

現在お持ちの福祉医療受給券（乳幼児、小中学生以外）などは8月1日から新しい受給券になります。受給券の交付を受けていて、引き続き医療費助成を受けるためには、更新の手続きが必要です。

必要書類を6月下旬に郵送しますので、内容を確認いただき、提出ください。所得審査等を行った上、該当する人には7月下旬に受給券を郵送します。

※申請書の提出がない場合、新しい受給券を受け取ることができません。

※米原市で所得が把握できない場合は、前住所地などでの所得・課税証明書が必要です。

＜更新申請が必要な項目＞

- ・重度心身障がい者（児）
- ・ひとり暮らし高齢寡婦
- ・低所得老人
- ・重度精神障がい者（児）
- ・母子家庭
- ・重度心身障がい老人
- ・父子家庭
- ・重度精神障がい老人
- ・ひとり暮らし寡婦
- ・心身障がい者医療費助成
- ・精神障がい者入院医療費助成

☎ 市 保険課（近江庁舎）
☎ 52-6922 ☎ 52-8730

国民年金基金に 加入しましょう

「国民年金基金」とは

基礎年金に上乗せをする自営業者など第1号被保険者のための公的な年金制度です。

●掛金

全額社会保険料控除の対象となり、その分所得税や住民税が安くなります。

●基本は終身年金

一生受け取れます。受取期間が決まっている確定年金もあります。

●遺族一時金

万が一の時には、家族に一時金が支給されます（保証期間付のタイプに限ります）

※平成25年4月から、国民年金に任意加入している60歳以上65歳未満の人も加入できるようになりました。

☎ 滋賀県国民年金基金
☎ 0120-65-4192（フリーダイヤル）
☎ 077-566-6633
URL <http://www.shiga-kikin.or.jp>

乳がん・子宮頸がん検診の 無料クーポン券を利用して 健康管理に役立てましょう！

有効期限：平成28年3月31日まで
（集団検診は11月21日まで）

6月初旬に、対象者には無料クーポン券を送付しました。集団検診または指定医療機関での検診が無料で受診できます。（事前に予約や申請が必要）

※医療機関で受診する場合、有効期限直前は混み合うため、早めに受診してください。

無料クーポン券を使用できない場合：

指定医療機関以外の医療機関で受診した場合
市に予約せず乳がん検診を医療機関で受診した場合

大腸がん検診を受診しましょう！ ～対象年齢の人は集団検診の 大腸がん検診が無料で受けられます～

40歳・45歳・50歳・55歳・60歳（平成27年4月1日時点）の人は、今年度大腸がん検診を無料で受診できます。

6月初旬に、対象者には案内ハガキを郵送しました。

対象期間：6月21日（集団検診開始日）
～12月18日（金）（集団検診最終日）

※事前申込が必要です。（検査容器を配布するため）



確かめてみませんか？自分の家の安全性

市では、市民のみなさんの大切な命や財産を守るため、耐震基準が強化される前に建てられた木造住宅を対象に、耐震診断員の無料派遣事業や一定の要件を満たす耐震改修工事に対し、助成金交付事業を行っています。

申込期限
11/30
(月)

木造住宅耐震診断員派遣事業

- 滋賀県が実施する講習を修了した耐震診断員による簡易耐震診断（2～3時間）を無料で受ける事ができます。
- 耐震診断の結果、評点が0.7未満の木造住宅を耐震改修する場合の補強案を作成し、費用の概算額を算出する業務を無料で受けることができます。

対象となる住宅

- 昭和56年5月31日以前に着工され、完成したもの
- 延べ床面積の半分以上が住宅として使われているもの
- 階数が2階以下かつ延べ床面積が300平方メートル以下のもの
- 枠組壁工法、丸太組工法および大臣認定工法（プレハブ工法）ではないもの

木造住宅耐震・バリアフリー改修等事業

耐震診断の結果、評点が0.7未満と診断された木造住宅を耐震改修する場合、改修にかかる費用の一部を助成します。

木造住宅の耐震シェルター等普及事業

耐震診断の結果、評点が0.7未満と診断された木造住宅に耐震シェルターや防災ベッドを設置する場合、設置にかかる費用の一部を助成します。



問 市 都市計画課
(近江庁舎)
☎ 52-6926
FAX 52-8790



米原市長 平尾道雄

6月の土砂災害防止月間に合わせて、自治会・市・県・国などによる「土砂災害避難訓練」を6月7日に伊吹地先で実施しました。

昨年8月に広島市で発生した土砂災害は記憶に新しいところですが、梅雨どきに限らず、台風や集中的な大雨、地震などによる土砂災害は、尊い命を奪っていきます。身近に明日にも起こるかもしれない災害への備えの大切さを教えています。

市では、災害に強く、安全で安心に暮らせるまをを目指し、地域の防災力を高めるため、今年度から、消防・防災施設器具補助金の補助率を引き上げ、自主防災組織の強化や自治会の防災資機材の整備についての支援を行っています。

地域の「共助」が多くの命を救った事例が日本各地から寄せられており、地域に応じた備えがますます重要になっています。米原市を災害に強いまちとしていくため、自分自身の身を守る「自助」と地域で助け合う「共助」について、今一度、一人ひとりが防災への思いを巡らせていただきたいと思います。



市政言

